

第18号議案

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年(2011年)2月28日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例（平成3年12月町田市条例第36号）  
の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 常勤監査委員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 常勤監査委員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として、日割計算により支給する。

第4条第2項中「町田市長等の給与に関する条例」の次に「（昭和33年4月町田市条例第21号）」を加える。

第7条中「町田市一般職の職員の給与に関する条例」の次に「（昭和33年2月町田市条例第11号）」を加える。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

町田市常勤監査委員の給与等に関する条例新旧対照表

部分は改正部分

改正後	改正前
(給料額) 第3条 略 2 略 <u>3 常勤監査委員が退職したときは、その日まで給料を支給する。</u>  <u>4 常勤監査委員が死亡したときは、その日まで給料を支給する。</u> <u>5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数を基礎として、日割計算により支給する。</u> (旅費) 第4条 略 2 旅費の種類及び額は、町田市長等の給与に関する条例(昭和33年4月町田市条例第21号)の適用を受ける市長等の例による。 (支給方法) 第7条 常勤監査委員の給料、旅費及びその他の給与の支給方法は、町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)の適用を受ける職員の例による。	(給料額) 第3条 略 2 略 <u>3 常勤監査委員が退職又は死亡した場合は、その月まで給料を支給する。ただし、常勤監査委員が退職し、その月中に町田市長等の給与に関する条例(昭和33年4月町田市条例第21号)の適用を受ける市長等となった場合、町田市教育委員会教育長の給料及び旅費等の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第16号)の適用を受ける教育長となった場合又は町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)の適用を受ける職員となった場合においては、日割計算によって退職した日まで給料を支給する。</u> <u>4 前2項の給料額の日割計算は、その月の現日数を基礎とする。</u> (旅費) 第4条 略 2 旅費の種類及び額は、町田市長等の給与に関する条例の適用を受ける市長等の例による。 (支給方法) 第7条 常勤監査委員の給料、旅費及びその他の給与の支給方法は、町田市一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。